# ~避難行動要支援者支援制度~

# 支援者向けガイドブック



愛知県犬山市

#### はじめに

災害が発生した時は、市や警察、 防災関係機関は、避難広報など、さまざまな災害支援活動を行います。 しかしながら、地震等の大規模災害が発生した時は、これらの公的機関による活動にも限界があります。地域住民の助け合いが被害を最小限に抑える大きな力になります。



## ガイドブックの目的



このガイドブックは地域住民で助け 合い安全に避難をするために、避難支 援にあたる人に心がけてほしいことな どをまとめました。地域の避難体制整 備の一助となれば幸いです。

「むこう三軒両隣」日ごろからの近所付き合いは、 いざという時の大きな力です。

#### 避難行動要支援者とは(略称:要支援者)

自宅で生活する次の要件のいずれかに該当する方のうち、災害時 に自力で避難することができず、何らかの支援を必要とす る方です。

- ①介護保険の要介護度3から5の認定者
- ②身体障害者手帳(内部障害除く)の1~3級までを所持する者
- ③療育手帳A判定を所持する者
- ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑤その他上記に準ずる者(難病患者など)



#### 個別避難計画とは

要支援者一人ひとりの避難計画です。避難準備のタイミングや非常持出品、避難支援者との避難方法などをまとめた計画書です。

個別避難計画を作成することで、「平常時から情報を見える化でき、避難支援者と共有できる」、「災害時に慌てず避難できる」などのメリットがあります。日ごろから要支援者と関わっている福祉専門職(ケアマネジャーや相談支援専門員など)の支援を受けて作成することもできますので、相談してみましょう。(P.6 参照)

#### 避難行動要支援者名簿とは

避難に支援を必要とする要支援者全員の名前や年齢、支援が必要な理由などをまとめた名簿です。災害発生時はこの名簿を活用して、市や消防、警察、ボランティア、地域の方々による安否確認などを行います。

また、日ごろから地域への情報提供に同意をする方は、個別避難計画と合わせて、町会長や民生委員など避難支援等関係者へ提供し日ごろからの見守りなどに活用します。

#### 支援者にお願いすること

災害発生時は、自分と家族の身の 安全確保を最優先にしてください。 "ここがポイント №" 自分の安全が最優先

避難支援は、無理のない範囲での活動をしてください。

#### 日ごろからできること

〇日ごろの生活の中で近所に住んで いる人を知り、コミュニケーショ ンを図りましょう。

"ここがポイント №" <u>避難に支援が必要な人</u> を把握しましょう

(あいさつ、町内活動への参加、避難訓練などで顔見知りになりましょう)

"ここがポイント № "具体的な避難支援方法を決めておきましょう(個別避難計画)

○近所の人と、災害時をイメージした話し合いをしましょう。(OOさんとこのおばあさんには、△△ さんが避難するときに声を掛けるなど)

#### 《ちょこっと情報》

過去の災害では、地域社会で孤立した要支援者や、地域の人が知る要支援者を「誰かが助けたであろう」と思い、結果として誰からの支援も受けられなかったことがありました。個別避難計画で避難支援者を明確にし、連絡方法を決めておきましょう。



#### 災害が発生しそうなとき

#### 3日前

気象情報を確認し、非常持ち出し品の 確認など、災害にそなえましょう。

#### 2日前

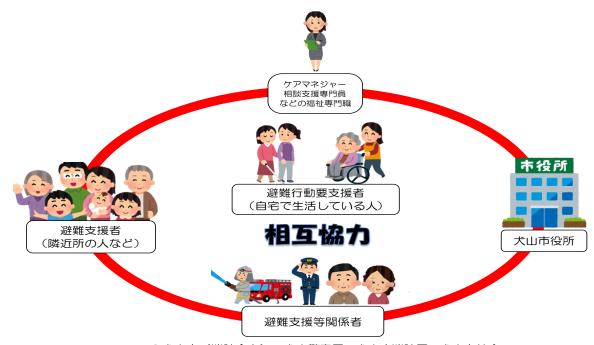
個別避難計画

に基づき、要支援者と連絡を取り 合い、災害に備えましょう。 "ここがポイント №" <u>避難方法や緊急連絡先</u> の確認など



#### 当日

個別避難計画に基づき、避難を開始。 避難をしたら緊急連絡先へ避難先を伝え ます。町会長か民生委員へも連絡をしてく ださい。



〇犬山市(消防含む)、犬山警察署、犬山市消防団、犬山市社会 福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会、自主防災組織 など

#### 安否確認

安全な場所への避難が完了したら、町会長か民生委員に 連絡をしてください。町会長や民生委員は「避難行動要支 援者名簿」をもとに安否確認を行い、安否がわからない人 がいたら市へ報告をします。報告を受けた市は職員の派遣 や警察・消防などへの派遣要請を行います。

					3)避難計 <u></u> 国						作队日	•			_,		
		避難瓦	听等(避難			作成者	Í										
						作成者所	属										
		10 14 +			_	_										_	
避難		りがな								1							1
	氏 名						月日	歳		葴	性 別 □ 男				女		
	住	所															
	連	絡 先 固定電話		j		FA	λX				携帯電話						
			□ 寝たきり状態であるため					<避難先までの経路> 				分					
行				行が困難であるため 動手段: 口 杖 ロ 車いす													
動要支援者			移動主					<u> </u>									
	追必	警戒レベル •		1 (早期注意情報)			2 (大雨・洪水・高潮注意報)				3 4 (高齢者等避難) (避難指示)				5 (緊急安全確保)		
	(週 し	とるべき行動		災害への小構えを高める			自らの	のタイムライン(避難行動)を確認			危険な場所から避難				<u>命の危険</u> 直ちに安全確保		
	( iii	時間の目安		3日前							7時間前 3時間前			<u> </u>	〇時間前		
				3日則					1日前	半日前		時間前	315		<i>&gt;</i>	O時间	BU
				□ 気象情報の確認	## 4 Z 0 7 A T T = E S			離支援者( の連絡			)			計画に基づく	く避難	□ 緊急連 難先を	
				<ul><li>□ 避難するところ・避難経路の確認</li><li>□ 持ち出し品の確認</li></ul>			1	K 急連絡先 ( )			0)ja	の開始				MVO	
避難支援者	Ð							の連絡					避難開始		<del>}</del>		
	_	自分(対象者) の行動		□ その他			□ 持ち出し品の準備										
	伯						□ その他				□ ₹σ.	一その他					
	追																
	D																
	白			□ 気象情報の確認 □ 対象者の状況確認				(指定避難所の場合、開設しているか) 対象者への避難準備の呼びかけ			□ 対象	□ 対象者への呼びかけ					
	追			□ 避難するところ・避難経路の確認			口対										
								避難支援等関係者との連絡調整  □ 町内会									
		避難支援者の 行動						民生委員									
				□ その他			□ その他 ( ) ) □ その他 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (			Π ₹σ	□ その他						
		持ち出	し品	□薬□お薬	手帳 口	健康保険	€≣IE	口 非常	食	□ 飲料水	:	□ 着替	替え	ロ タオ	ル	□ バッラ	
		基本仕日 2 ※	AC96	口 その他 (									)				
		緊急連絡先		① 氏名:			続柄:				連絡兒	連絡先:					
				② 氏名:		続柄:				連絡兒	連絡先:						

#### 災害種類別の避難行動(注意点)

#### 地震

自身の安全確保を最優先し余震に注意する。頭部を守り姿勢を低くし、物につかまるようにし、揺れが収まるのを待ちましょう。

自身や家族の安全を確認できたら、対象の要支援者の個別避難計画に沿って、避難場所へ避難を開始しましょう。

道中はガラス等飛散物、落下物に注意し、落ち着いて安全だと思われる(事前に計画で決めた経路にこだわ

りすぎず)避難経路を通りましょう。

- ※自宅を出発される際は火の元の始末に注意しましょう。
- ※安全な避難経路が確保できないときは消 防等に連絡しましょう。



#### 風水害

台風や豪雨は、正確な気象情報を収集し、予想される事態への対策をとることで、被害を最小限にとどめることができます。

飛ばされそうな物は屋内へ移動させるか固定し、台風が接近しているときや、豪雨の危険性があるときは、むやみに外出しないようにし、少しでも危険を感じる場所には近づかないようにしましょう。(水が膝の高さ(約50cm)まであると歩くのは困難です。)

要支援者の支援が困難と思われるときは、 その状況を他の人に伝えるようにしましょ う。移動時は体を保護できる長袖長ズボン、 履きなれたスニーカーが適しています。(水 が入ると動きがとりにくくなる長靴は適切で



はありません。)不安を感じるときは、風雨が強まる前に早めに避 難をしましょう。

#### 共通

- 〇懐中電灯や携帯ラジオ、予備の電池を準備しておきましょう。
- ○飲料水を確保し、また、浴槽に水を張るなどして、トイレなどの 生活用水の確保が必要です。
- 〇避難指示などの避難情報が出たとき、すぐに動けるように、貴重 品や**非常持出品の準備を**しておきましょう。
- 〇自身のみでの支援が困難な時は、大きな声を出すなど<u>周囲に助け</u> **を**求めましょう。
- - ○要支援者の障害特性によってコミュニケー ション方法は大きく異なるので、次の「避 **難行動要支援者に必要な配慮**」を参考にし てください。

#### 避難行動要支援者に必要な配慮

日ごろから、あるいは地域の避難訓練においてあらかじめ要支援者の特徴、希望を確認しておきましょう。

# 3.

#### 高齢者の方の支援

#### 認知症の高齢者

記憶が抜け落ちる、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し 行動することができない場合があるので、余裕をもって事前の声掛け、避難 の必要性の確認をしておき、支援の際はゆっくりとした声掛け、避難誘導を しましょう。要支援者が認知症であることを周囲に知らせる場合は、必ず本 人並びに家族の了解を得てからにしましょう。

※身体的に不自由な高齢者は身体障害者の項目を参考にしてください。

#### 身体障害のある方の支援

#### 1 視覚障害のある方

周囲の状況を目視で確認することが困難なため、避難 場所の状況がわかるよう、わかりやすい言葉での説明を 心がけましょう。



避難する時は、突然体に触れるのではなく、まず声をかけ、またどのように支援をすればよいか、本人の希望を聞いてから誘導しましょう。

また、誘導中も周囲の状況を説明しながら一緒に歩きましょう。

(○○m歩いたら△側に曲がります、□□歩先に段差があります、など) ※個別避難計画の避難経路から変えるときは、その旨を伝えてから支援しま しょう。



#### 2 聴覚・音声・言語障害のある方

まず要支援者に対し、大声で話せばいい のか、手話・筆談か、コミュニケーション方法を確認してください。

避難所担当者や周囲の人にもそのことを伝え、食料の配給等何らかの放送があった際はすぐに、必要なコミュニケーション方法で伝えましょう。

要支援者に聴覚障害者用の目印をつける際は、必ず本人の了解を得てからにしましょう。停電したときは手話・筆談ができないので付近に懐中電灯などを用意しておきましょう。



#### 3 手・足に障害のある方

車椅子で移動できる通路確保や、できる限り段差を 解消するよう心がけ、通路に物を置かないよう避難者 全員での協力が必要です。

介助する際はどのような方法がいいか、本人の希望 を確認しましょう。

また、車椅子で移動する際は、「止まります」「進みます」など声をかけ、一人介助が困難な際は複数人で協力し安全に注意しながら行いましょう。

#### 4 難病などの方

個別の病状に応じた対応が必要になります。器具の消毒・交換、医療上の 手当などが必要な際は、可能な限りプライバシーに配慮した空間を確保でき るようにしましょう。

不足した医薬品、器具があるときは、避難所担当職員に連絡しましょう。

#### 知的障害のある方の支援

自分の状態や困っていることを上手に伝えることができない場合や、災害時の不安や恐怖によってパニックになり、大声や乱暴な行動をしてしまうことがあります。

大声で叱ったり、無理に押さえつけようとはせず、本人の行動をよく知っている家族などから聞き取り、本人の気持ちが落ち着けるように支援してください。

難しい単語や早口の言葉が理解しづらい人もいます。具体的な言葉をつかい、長文でなく短文になるよう工夫しながら、ゆっくり話しかけましょう。 (悪い例➡「もう少々お待ちください。」、良い例➡「あと○○分ここでお待ちください。」)

#### 精神障害のある方の支援

ストレスに弱い方、神経が過敏な方、人とのコミュニケーションが苦手な 方など、さまざまな特性を持った方がいます。

災害時には、特に強い不安や緊張を感じやすい状況となります。支援する 方は、そうした不安がやわらぐよう、優しく声をかけてください。

#### おわりに

地域住民による避難支援は、あくまでボランティアであり、災害対応の専門家ではなく、災害発生時の支援体制は日ごろからの地域の協力を前提としています。

そのため、<u>避難支援者自身が法的な義務・責任を負うも</u> <u>のではなく</u><sub>\*</sub>、あくまで可能な範囲で要支援者の支援を行っ てください。

※内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」より



#### 《ちょこっと話》

自分が避難をする時、「隣のおばあさんはどうするかな?」「あそこのひとは耳が聞こえないけど、危険を知っているかな?」「声を掛けたら迷惑かな?」「余計なお世話って思われるかな?」こんな思いがあったら…

## "災害時は、大きなお世話が命を救います"

要支援者は地域の皆さんに迷惑をかけては…という思いから、なかなか自分から発信することをためらう人が多くいます。

まずは、声をかけてみて、個別避難計画を確認して情報をとりあいながら 行動しましょう。

# 連絡方法を互いに確認し、いざというときに備えましょう





# 問い合わせ先 犬山市役所(担当課)

【障害者】福祉課 障害者担当

電話:(0568)44-0321 FAX:(0568)44-0364

メール: 030100@city.inuyama.lg.jp

【高齢者】高齢者支援課 高齢者福祉担当

電話:(0568)44-0325 FAX:(0568)44-0364

メール: 030200@city.inuyama.lg.jp

【難病等】健康推進課(市民健康館「さらさくら」内)

電話:(0568)63-3800 FAX:(0568)65-3080

メール: 020201@city.inuyama.lg.jp

【防災担当】防災交通課 防災担当

電話:(0568)44-0346 FAX:(0568)44-0367

メール: 010400@city.inuyama.lg.jp